



島根県報

平成24年1月20日（金）

第2,359号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	2
自動車専用道路の指定	（道 路 維 持 課）	2
自転車歩行者専用道路の指定	（ " ）	3

【特定調達公告】

川崎式BK-117C-2型ヘリコプター予備部品等の購入に係る随意契約の相手方等	（消 防 防 災 課）	3
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課）	3
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ " ）	4

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除	（文 化 財 課）	7
------------------	-----------	---

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	7
--	-----------	---

【正 誤】

平成23年11月25日付け島根県報第2,345号中	（総 務 課）	8
平成23年12月16日付け島根県報第2,351号中	（ " ）	8

告 示

島根県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原地区（中屋工区）	換地計画書の写し	平成24年 1月20日から21日間	雲南市役所

島根県告示第40号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成20年島根県告示第23号による保険に付すべき義務は、平成24年 1月10日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市加入区

島根県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり道路の部分自動車専用道路として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	指定する道路の部分			指定年月日	管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長			
一般国道	485号	島根県松江市下東川津町821番1地先から同市矢田町505番1地先まで (平成24年島根県告示第42号で自転車歩行者専用道路として指定された部分を除く。)	メートル 10.20～ 82.90	メートル 5,515.10	平成24年 1月20日	松江県土整備事務所	松江だんだん道路

島根県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次のとおり道路の部分を利用者専用道路として指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	指定する道路の部分		指定年月日	管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	延 長			
一般国道	485号	松江市西尾町625番地先から同市東津田町241番11地先まで（関係図面に表示する部分に限る。）	メートル 1,500.00	平成24年 1月20日	松江県土整備事務所	松江だんだん道路

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
川崎式BK-117C-2型ヘリコプター予備部品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災航空管理所 島根県出雲市斐川町沖洲2677番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
川崎重工工業株式会社 代表取締役 村山 滋 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,891,989円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

平成23年度において、宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年1月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥のセメント原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年1月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名及び数量

ア 委託業務名 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託

イ 委託場所及び数量

(7) 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）の予定数量 5,500トン（1日当たりの搬出数量約10トンから約20トン）ただし、宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務等の委託状況により予定数量は変動する。

(4) 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）の予定数量 4,400トン（1日当たりの搬出数量約12トン）

(2) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

ウ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

エ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(3) 委託期間

平成24年3月1日から平成25年3月31日まで。ただし、下水汚泥の搬出は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までとする。

(4) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(2)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第5条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成18年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16号ただし書の規定に基づく再委託(以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

エ 平成18年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があり、当該業務に係る施設の処理能力が50トン/日以上であること。

オ 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎1階)

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成24年1月20日から同年2月3日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する島根県の休日(以下「休日」という。)を除く。)(1)の場所において交付する(要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。)

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成24年1月30日午後4時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 審査要綱第5条の規定による認定を受けた者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成24年1月20日から同年2月3日まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、平成24年2月3日は午後4時まで)に(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)しなければならない。

(4) 入札書の提出の期限及び場所

ア 期限

平成24年 2月29日 午前10時00分（郵便による提出にあつては、平成24年 2月28日午後 4時必着のこと。）

イ 場所

平成24年 2月29日午前 9時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成24年 2月29日 午前10時00分

イ 場所

島根県松江市殿町 8番地 島根県庁南庁舎別棟会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる金額の100分の 5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が 2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity :

Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : February 29th, 2012, 10:00 a.m.

(Mail must arrive by the 4:00 p.m. of February 28th 2012 at the latest)

(3) Department in charge of contracts :

Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office,

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第1号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、昭和47年島根県教育委員会告示第5号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、平成23年文部科学省告示第160号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので、同告示中

「

建 造 物	鷲原八幡宮社殿 本殿三間社流造桧皮葺、唐破風向 拝桧皮葺、楼門重層造茅葺向拝瓦 葺翼廊瓦葺	2棟	鹿足郡津和野町	鷲原八幡宮
絵 画	絹本著色十六羅漢像図	16幅	鹿足郡津和野町	永明寺

」

を

「

絵 画	絹本著色十六羅漢像図	16幅	鹿足郡津和野町	永明寺
-----	------------	-----	---------	-----

」

に改める。

平成24年1月20日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月20日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署森山駐在所の項所管区の区域の欄中「福浦」の次に「、片江、七類」を加える。

本則の表松江警察署七類駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年1月23日から施行する。

正**誤**

平成23年11月25日付け島根県報第2,345号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	企業立地課	中小企業課

平成23年12月16日付け島根県報第2,351号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	企業立地課	中小企業課
